

令和6年度総合評価方式ガイドラインの工事に関する説明動画になります。

埼玉県マスコットキャラクター「さいたまっちゃん」 彩の国 埼玉県

## 説明の内容

- 1 これまでの埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況
  - 1-1 総合評価ガイドラインについて
  - 1-2 埼玉県総合評価方式の仕組み
  - 1-3 埼玉県総合評価方式の実施状況
- 2 令和6年度総合評価方式ガイドライン改定について
  - 2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定

Page 2

この動画では、まず、これまでの総合評価方式の仕組み・実施状況を説明したのち、令和6年7月から適用となる埼玉県総合評価方式ガイドラインの改定内容について、説明いたします。

これまでの埼玉県総合評価方式「新しいまほう」		彩の国 埼玉県
1	これまでの埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況	
1-1	総合評価ガイドラインについて	
1-2	埼玉県総合評価方式の仕組み	
1-3	埼玉県総合評価方式の実施状況	

まず初めに、1 これまでの埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況、  
1-1 総合評価ガイドラインについて説明いたします。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」 彩の国 埼玉県

## 1-1 総合評価ガイドラインについて

**総合評価方式活用ガイドライン**  
埼玉県が施工する総合評価方式における落札者決定基準などを定めたもの。

【工事】  
埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.18

↓

**令和6年7月1日以降に公告する案件に適用**

【工事】  
埼玉県総合評価方式活用ガイドライン Ver.19

Page 4

総合評価方式活用ガイドラインは

埼玉県が総合評価方式で入札を行う場合の落札者決定基準などを定めたものです。

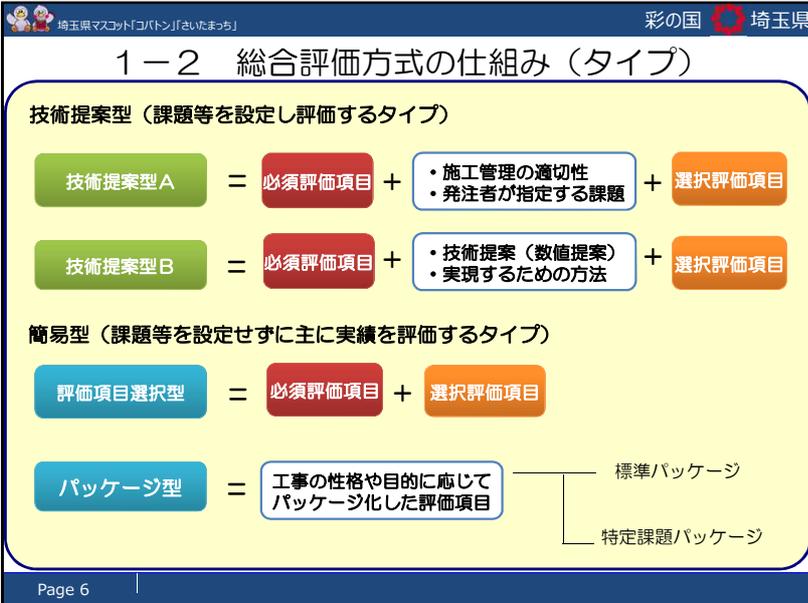
工事についての最新のガイドラインは、令和6年7月1日以降に公告する案件に適用することとして、

埼玉県総合評価方式活用ガイドラインver19に改定されております。

なお、最新のガイドラインは建設管理課のホームページに掲載しておりますので御活用ください。

埼玉県新型コロナウイルス「おいらすけ」		彩の国 埼玉県
1	これまでの埼玉県総合評価方式の仕組み・実施状況	
1-1	総合評価ガイドラインについて	
1-2	埼玉県総合評価方式の仕組み	
1-3	埼玉県総合評価方式の実施状況	

次に1-2 埼玉県総合評価方式の仕組み、について説明いたします。



本県での総合評価方式のタイプを示しております。

本県の総合評価のタイプは、大きく分けて技術提案型と簡易型の2タイプに分かれます。

技術提案型とは工事目的物の性能及び機能向上に対し、入札参加者に施工管理の工夫を求め、適用する型となります。

技術提案型にはAタイプ、Bタイプがあります。

Aタイプは、コンクリートなどの品質向上や安全の確保など工夫の優劣を数値で比較できない、または困難である定性的な工事に適用します。

Bタイプは、騒音の大きさや交通規制の日数など、工夫の優劣を数値で比較できる定量的な工事に適用します。

次に簡易型の説明をします。

簡易型は、技術的な工夫の余地が少ない工事において、施工管理の評価を要件とせず、工事成績や類似工事の施工実績など、主に過去の実績を重視するタイプになります。

簡易型には、評価項目選択型とパッケージ型があります。

評価項目選択型は、必須評価項目と工事の性質に応じて、選択評価項目から必要な評価項目を選択できるものです。

パッケージ型は、工事の性格や目的に応じて、評価項目をパッケージ化したものになります。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっちゃん」 彩の国 埼玉県

## 1-2 総合評価方式の仕組み（パッケージ型）

**技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）**

技術提案型A = 必須評価項目 + ・ 施工管理の適切性  
・ 発注者が指定する課題 + 選択評価項目

技術提案型B = 必須評価項目 + ・ 技術提案（数値提案）  
・ 実現するための方法 + 選択評価項目

**簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）**

評価項目選択型 = 必須評価項目 + 選択評価項目

パッケージ型 = 工事の性格や目的に応じて  
パッケージ化した評価項目

標準パッケージ

特定課題パッケージ

Page 7

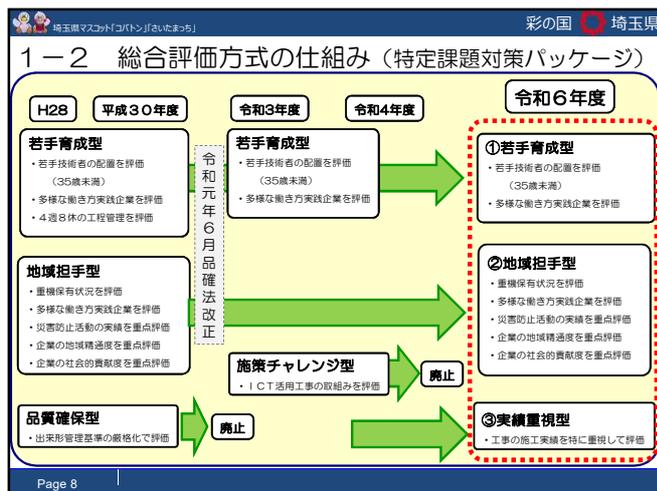
続きまして、パッケージ型について説明します。

パッケージ型には、標準パッケージと試行中の特定課題パッケージがあります。

標準パッケージは、工事規模に応じて、施工実績や地域精通度のほか、技術能力や社会貢献等を考慮し、あらかじめ複数の標準的な評価項目をパッケージ化したものになります。

令和5年度までは土木Ⅰ型、土木Ⅱ型、建築型、設備型の4つでしたが、令和6年7月からは土木型、建築型、設備型の3つの型になります。

特定課題パッケージは、県が取り組む政策的な課題に対応する評価項目をあらかじめ重点的に配点してパッケージ化したものです。



特定課題対策パッケージの種類と変遷です。

平成28年度から試行しており、令和6年度は三つのパッケージを設定します。

若手育成型は、若手技術者の配置、多様な働き方実践企業を、

地域担手型は、重機保有、災害防止活動の実績、地域精通度などを重点的に評価しております。

実績重視型は、舗装工事など施工実績を特に重視する工事に適用するものです。

埼玉県マスコットキャラクター「いりもろ」

彩の国 埼玉県

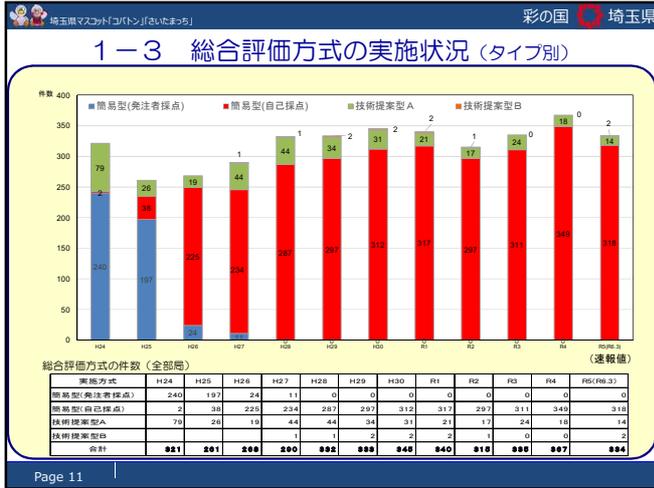
- 1 これまでの埼玉県総合評価方式の  
仕組み・実施状況
  - 1-1 総合評価ガイドラインについて
  - 1-2 埼玉県総合評価方式の仕組み
  - 1-3 埼玉県総合評価方式の実施状況

次に1-3 埼玉県総合評価方式の実施状況について説明いたします。



埼玉県では、原則、1000万円以上の工事から総合評価を実施する方針としております。

グラフにありますように、毎年、総合評価の実施件数は、300件前後で推移しており、1000万円以上の工事件数に対し約2割を占めております。今年度も同程度の実施件数を予定しております。



次にタイプ別の実施件数になります。

平成25年以降、徐々に簡易型の件数が多くなり、近年は約9割が簡易型となっております。

埼玉県マスコット「おひさまっしゅ」 彩の国 埼玉県

### 1-3 総合評価方式の実施状況（標準パッケージ）

標準パッケージ（工事）の実施件数

年度 タイプ	R元	R2	R3	R4	R6 (R6.3月末速報値)
土木Ⅰ型	66件	44件	51件	33件	26件
土木Ⅱ型	102件	83件	75件	61件	34件
土木Ⅲ型	6件	3件	3件	—	—
建築型	8件	10件	9件	5件	6件
設備型	30件	21件	9件	13件	10件
合計	212件	161件	147件	112件	76件

Page 12

標準パッケージの実施状況になります。

平成28年度に建設業界がかかえる課題を評価項目とした特定課題対策パッケージが試行されたことで、

土木Ⅰ型、Ⅱ型の件数は減少傾向にあります。

建築型、設備型については、施設や設備の更新時期等によりバラつきがあるものの、10件程度の実施件数で推移しています。

埼玉県マスコットコトシ「さいたまっしゅ」 彩の国 埼玉県

### 1-3 総合評価方式の実施状況（特定課題対策パッケージ）

特定課題対策パッケージ（工事）の試行件数

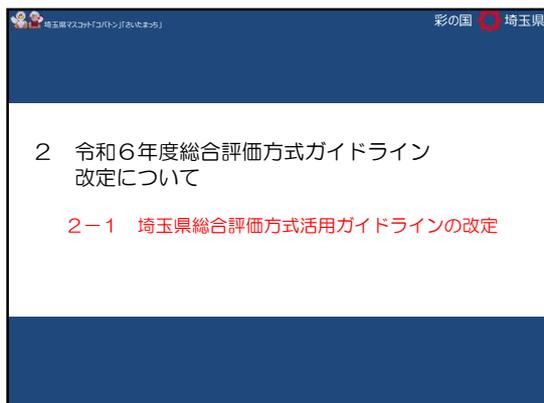
パッケージの型	年度	試行件数					R5 (R6.3月末速報値)
		H30	R1	R2	R3	R4	
若手育成型		5件	9件	9件	7件	2件	7件
地域担手型		48件	51件	67件	92件	85件	116件
実績重視型 ※（R4～）		—	—	—	—	71件	47件
施策チャレンジ型 ※品質確保型（～R3）		6件	3件	2件	1件	4件	2件
合計		59件	63件	78件	100件	162件	172件

Page 13

特定課題対策パッケージの実施状況になります。

平成30年度以降、特定課題対策パッケージの実施件数は増加しております。

内訳としては、地域担手型、実績重視型の件数が多く、若手育成型、施策チャレンジ型の件数が少ない状況です。



続きまして、2 令和6年度総合評価方式ガイドライン改定について  
2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定、を御説明します。

埼玉県マスコット「コバトン」(いはいまっろ)

彩の国 埼玉県

## 2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定（改定方針）

【改定の方針】

- 制度が繁雑とならないよう、タイプの統廃合を行う
- 運用上の課題、社会的要請を反映し、評価項目等の見直しを行う

↓

【タイプの統廃合】

- 土木Ⅰ型と土木Ⅱ型を統合
- 施策チャレンジ型の廃止

【運用上の課題、社会的要請を踏まえた見直し】

- 災害防止活動等の実績
- 企業倫理や信頼性等
- 若手技術者の配置
- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の実施
- 手持ち工事量

Page 15

まず初めに、改定方針について御説明します。

令和6年度の改定方針としては、

制度が繁雑とならないよう、タイプの統廃合を行いました。

また、運用上の課題、社会的要請を反映し、評価項目等の見直しを行いました。

改定方針に基づき、

「タイプの統廃合」として、土木Ⅰ型と土木Ⅱ型の統合、施策チャレンジ型の廃止を、

「運用上の課題、社会的要請を踏まえた見直し」として、

災害防止活動等の実績、企業倫理や信頼性等、若手技術者の配置、建設キャリアアップシステム（CCUS）の実施

手持ち工事量、について変更を行いました。







埼玉県マスコットコ(トン)「さいまわち」 彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容③(企業の倫理や信頼性等に関する評価基準見直し)

カ(ア)～(ウ)企業の倫理や信頼性等(減点項目)

評価基準	評価基準	減点
(ア) 入札契約に関する不当な強要行為等 <sup>※1</sup> 、 <sup>※2</sup> 、 <sup>※3</sup> 、 <sup>※4</sup> 、 <sup>※5</sup>	過去1年度間及び今年度(公告日までの期間)に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。 <sup>※4</sup> 上記に該当しない	-1.0 0
(イ) 総合評価の不履行 <sup>※1</sup> 、 <sup>※2</sup> 、 <sup>※3</sup> 、 <sup>※4</sup> 、 <sup>※5</sup> 、 <sup>※6</sup> 、 <sup>※7</sup>	過去1年度間及び今年度(公告日までの期間)中に概ね総合評価方式による <sup>※8</sup> の義務化した工事の技術資料の履行確認結果において、「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。 <sup>※8</sup> (下記の場合を除く) 過去1年度間及び今年度(公告日までの期間)中に概ね総合評価方式による <sup>※8</sup> の義務化した工事の技術資料の履行確認結果において、配置技術者の数に不足、真にやむを得ない理由 <sup>※9</sup> により配置技術者を交代し、交代前の配置技術者と同等以上の技術能力を確保できなかったため「添付資料等で確認した結果、履行されていないことを確認」との通知を受けた。 上記に該当しない	-1.0 -0.5 0
(ウ) に該当しない入札参加停止措置 <sup>※1</sup> 、 <sup>※2</sup> 、 <sup>※3</sup> 、 <sup>※4</sup> 、 <sup>※5</sup>	カ(ア)に該当せず、過去1年度間及び今年度(公告日までの期間)に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた。 上記に該当しない	-1.0 0

※1 評価項目とした事項に該当しているにもかかわらず、種々に該当が認められている場合は、「虚偽記載」と判断し、失格とする。  
※2 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を併せ算する。  
※3 入札参加停止措置、入札参加除外措置、措置要綱(別記)で判断する。  
※4 入札契約に関する不当な強要行為等とは、次の(A)～(F)の行為のことをさす。  
(A) 入札契約に関する不当な強要行為  
(B) 過積載による法令違反  
(C) ディーゼル不適合車の使用による法令違反  
(D) 不正競争の使用による法令違反  
(E) 労務管理  
(F) 解雇の通知義務違反に基づく入札参加除外  
※5 評価項目(ウ)「入札契約に関する不当な強要行為」については(4)の(A)～(F)の行為により、入札参加停止措置を受けた取組(※1.0)を算入した減点の合計減点を算入する。  
※6 「その他」(A)～(F)の行為のうち、同一の行為により複数の入札参加停止措置を受けた場合は、重複評価せず減点を併せ算しない。  
※7 評価項目(イ)「総合評価の不履行」については、審査者が認めた技術資料において、当該工事等で履行するに十分な事項のうち、複数の不履行が生じた場合は重複評価し減点を併せ算する。ただし、企業側の不履行が確認できない場合は、重複評価せず減点を併せ算しない。  
※8 企業側の配置に関する事項の判断については、「不履行が確認できない場合でも、重複評価せず、減点の大きいもののみを採用し、減点を算入する。  
※9 真にやむを得ない理由とは、ガイドラインの「配置技術者の確保状況」については、当該評価項目に該当する事項が確認された場合の範囲は、重複評価せず減点を併せ算しない。

Page 19

次に改定内容③(企業の倫理や信頼性等に関する評価基準見直し)の説明となります。

全ての評価基準の年数を過去2年度間から過去1年度間に年数を緩和いたしました。平成27年以降、過積載による法令違反、ディーゼル不適合車の使用による法令違反、不正軽油の使用による法令違反により入札参加停止措置を受けた事例はありません。

また平成18年度より運用を開始して以降、企業の倫理や信頼性等については、業界より様々なご意見をいただいております。

過去の実績がないこと、業界の意見等を踏まえ、年数の緩和をいたしました。

次に、企業倫理や信頼性等の評価項目については評価項目が多いため、表記について統合しました。

入札契約に関する不当な強要行為、過積載による法令違反、ディーゼル不適合車の使用による法令違反、

不正軽油の使用による法令違反、死亡事故及び暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の項目をまとめております。

次に、総合評価の不履行についてです。

総合評価の不履行とは、入札時に宣言した評価項目に対し、

工事完了時に履行が確認されない評価項目について不履行とみなし、減点のペナルティーを科すものです。

工事に配置される技術者にも適用される評価項目であり、入札時に申請された技術者が配置されない場合は、不履行となります。

死亡、病気など真にやむを得ない理由により、技術者を交代せざるを得なかった場合、

建設業界での人手不足、働き方改革の中で、交代前と同等の技術者を配置できない場合もあります。

このような場合は、不履行であることに変わりはないものの、減点を緩和し中間点を設定しました。

埼玉県マスコットコトソン「さいたまっす」 彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容④（若手技術者の配置に関する評価基準見直し）

サ（ウ）若手技術者の配置

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 若手技術者の配置	主任技術者又は監理技術者の資格要件 <sup>※3</sup> を満たす35歳未満 <sup>※4</sup> の若手技術者を、当該工事の主任技術者、監理技術者（特別監理技術者を含む）、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者 <sup>※5</sup> に配置する。	1.0
	35歳未満 <sup>※4</sup> の若手技術者を <del>監理技術者補佐</del> 、現場代理人又は担当技術者 <sup>※5</sup> に配置する。	0.5
	上記に該当しない。	0

【令和6年度の改定】  
監理技術者補佐は、上段（1.0点を加点する場合）の技術者に求める資格要件を満たしていることから、中段（0.5点）の評価基準から削除する。

Page 20

次に改定内容④（若手技術者の配置に関する評価基準見直し）になります。

監理技術者補佐は、国家資格であります1級土木施工管理技士の1次試験合格者が対象であり、

主任技術者の資格要件にも該当しますので、監理技術者補佐の文言を0.5点の評価基準から削除いたしました。

埼玉県マスコットコロン「さいたまっしゅ」 彩の国 埼玉県

2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容⑤（建設キャリアアップシステムに関する評価項目追加）

サ（オ）建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施

評価項目	評価基準	配点
（オ）建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の実施*1	当該工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する。	1.0
	上記に該当しない。	0

\*1 当該工事において、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用する場合に評価する。評価対象は、埼玉県土木整備部が定める「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」試行要領に基づき、①技能者登録（CCUS登録技能者数/技能者の総数）が60%以上）、②就業履歴情報登録全てを実施するものを評価する。

**【令和6年度の改定】**  
建設就業者の休日や賃金の確保等、処遇改善のために、働き方改革を進める中で、建設技能者の技能や経験を蓄積し、処遇改善や現場管理を効率化する制度である建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を評価するものである。

Page 21

次に改定内容⑤（建設キャリアアップシステムに関する評価項目追加）についてになります。

建設キャリアアップシステムとは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積することで

技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる取組です。

建設業への入職者が減少する中で、システムの活用を評価し、取組の拡大を図るものです。

埼玉県建設業協会 埼玉県建設業協会 埼玉県建設業協会

2-1 埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの改定  
改定内容⑥（手持ち工事量に関する評価基準の変更）

ス（ウ）手持ち工事量

評価項目	評価基準	配点
⑥ 手持ち工事量*	県発注工事（業種：〇〇*3）の手持ち工事量比率**40.5未満又は契約年度の受注が無い。	1.0 [2.0] *5
	県発注工事（業種：〇〇*3）の手持ち工事量比率**40.5以上1未満。	0.5 [1.0] *5
	県発注工事（業種：〇〇*3）の手持ち工事量比率**41以上又は契約年度の受注実績があり且つ過去3年度間の受注が無い。	0 [0] *5

\*1 本評価項目を設定する場合、JV・共同企業体または共同企業体混入札においては必ず適用できるものとする。  
\*2 手持ち工事量は、コンシズデータに登録されている契約金額により集計する。  
\*3 発注者が必要に知し業種を指定できるものとする。  
\*4 手持ち工事量比率＝（当該年度受注額）÷（過去3年度間受注額の平均）  
当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに受注した工事の契約金額の合計とする。  
企業単体の受注実績には、共同企業体としての実績も含まれるとする。（共同企業体での受注実績は、その契約額を当該共同企業体の出資比率により控した額とする。）共同企業体の受注実績は当該共同企業体の実績であるため、各構成員個々の受注実績にはカウントしない。  
共同企業体として当該工事入札に参加する場合の手持ち工事量比率の算出には、構成員の中で受注額が一番少ない企業の受注実績を採用する。  
繰り越し工事の場合、契約年度に受注額を計上する。受注額も同様とする。  
債務負担行為に基づく契約の場合、契約年度の受注額及び過去3年度間の平均受注額は、各年度の支払戻り額を用いる。  
毎年4、5、6月に公告する案件については、当該年度受注額は公告日の前年度の実績を評価対象とする。  
\*5 当該事項は別添で説明する。

**【令和6年度の改定】**  
企業の受注機会の拡大を図るため、実績重視型の手持ち工事量の配点を満点（2.0点）、中間点（1.0点）に変更する。  
また、技術提案型（A、B）、評価項目選択型及び土木型に手持ち工事量を追加する。

Page 22

最後に、改定内容⑥（手持ち工事量に関する評価基準の変更）についてになります。

手持ち工事量は、工事の実績はあるものの、受注機会を逃している企業に対し加点をすることで、

受注機会の確保を増やすための評価項目です。

特定課題対策パッケージの実績重視型の評価項目としておりましたが、

より多くの企業が受注機会を確保できるよう配点を2点へ変更いたしました。

また手持ち工事量の評価項目を技術提案型、評価項目選択型、土木型へ拡大し、

大規模工事でも、より多くの企業に対し受注機会の確保を増やすよう、評価項目として追加いたしました。

埼玉県マスコットキャラクター「さいたまっしー」 彩の国 埼玉県

終わりに

説明は以上となります。

総合評価方式活用ガイドラインに関する御質問は  
埼玉県 建設管理課 技術管理担当  
電話 048-830-5021  
までお願いいたします。



Page 23

本動画の説明は以上となります。

なお、総合評価方式活用ガイドラインに関するご質問につきましては、建設管理課技術管理担当までお願いいたします。